

三重県景観計画に基づく届出制度のご案内

(平成27年4月版)

〔本制度は、平成20年4月1日から運用しています。〕

三重県では、良好な景観づくりを進めるため、三重県景観づくり条例を制定するとともに、景観法に基づく三重県景観計画を定めました。この景観計画に基づき、**三重県景観計画の区域内（※）では、建築物の建築等の行為については、あらかじめ届出（審査あり）が必要です。**また、届出の受理の日から原則30日間（最大90日）は行為に着手できませんが、着手できない期間を短縮できる場合があります。

なお、審査を円滑に進めるため**事前相談**を行っていますので、お問い合わせください。

※ 三重県景観計画の区域とは、景観行政団体(津市、四日市市、伊勢市、松阪市、桑名市、鈴鹿市、亀山市、志摩市、伊賀市)の区域を除く三重県全域(熊野川流域景観計画区域を除く)景観行政団体である**津市、四日市市、伊勢市、松阪市、桑名市、鈴鹿市、亀山市、志摩市、伊賀市**では、**届出に関する事前相談及び審査等を各市で行います。**

届出対象行為

詳しくは、「三重県景観計画に基づく行為の届出の手引き」(P2~3)をご覧ください。

(1) 対象行為	① 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	② 工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	③ 開発行為、土地の開墾その他の土地の形質の変更 ④ 土石の採取及び鉱物の掘採	⑤ 屋外における物件の堆積	
(2) 届出対象規模	高さ13m超 又は 建築面積1,000㎡超	<ul style="list-style-type: none"> 煙突等、鉄柱・木柱等、装飾塔等、高架水槽等、遊戯施設等:高さ13m超 電線路用の鉄塔等:高さ30m超 	<ul style="list-style-type: none"> 擁壁等:高さ5m超かつ長さ10m超 アスファルトプラント等、自動車車庫等、処理施設等:高さ13m超又は築造面積1,000㎡超等 	行為に係る土地の面積3,000㎡超 又は 行為に伴い生じる擁壁・法面が高さ5m超かつ長さ10m超	行為に係る土地の面積3,000㎡超 又は 高さ5m超

景観形成基準

詳しくは、「三重県景観計画に基づく行為の届出の手引き」(P4~5)をご覧ください。

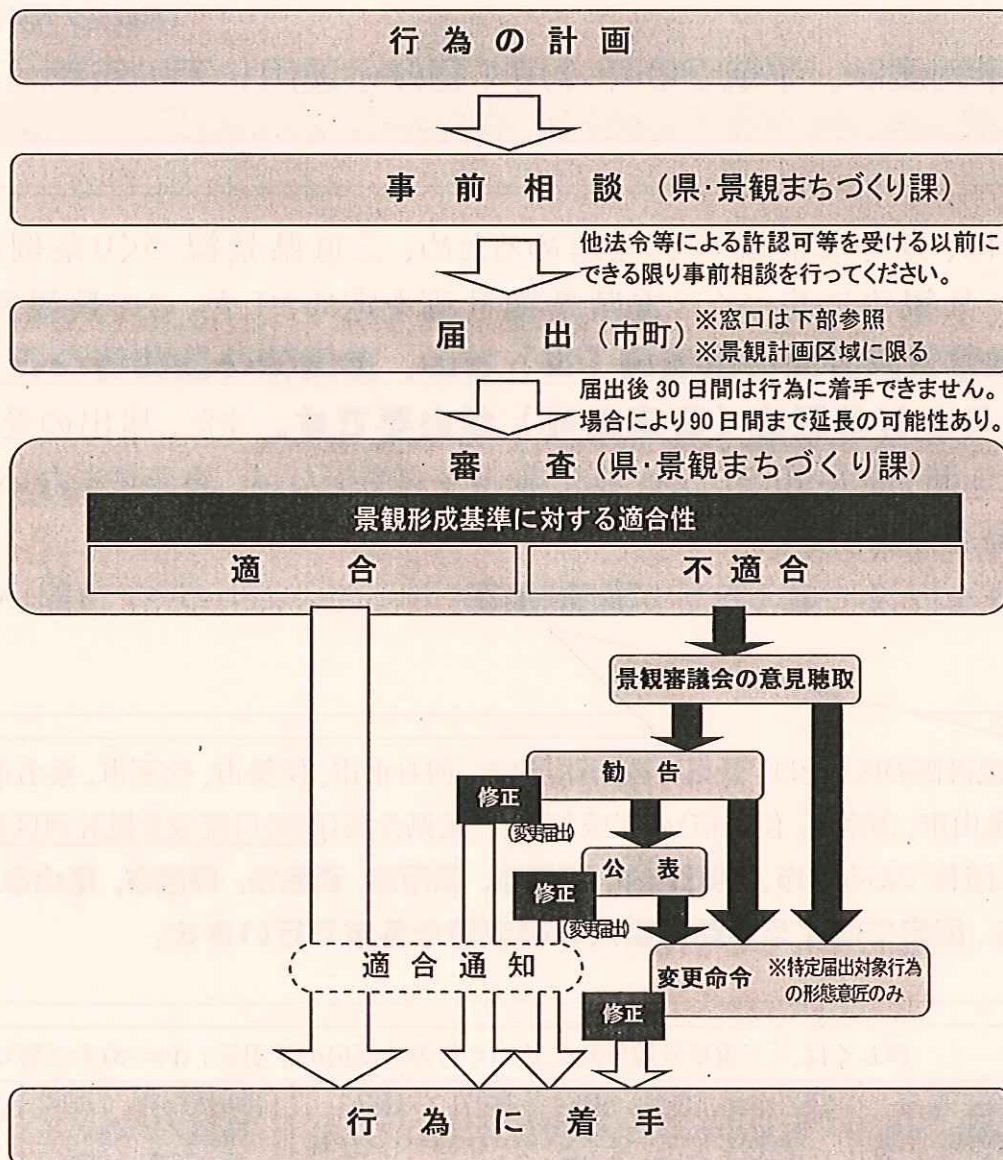
景観法、三重県景観づくり条例、三重県景観計画に関する詳しい内容については、三重県景観まちづくり課のホームページにおいてご覧いただけます。

ホームページアドレス:
<http://www.pref.mie.lg.jp/keimachi/hp/>

問い合わせ先

三重県 県土整備部
景観まちづくり課 景観班
電話 059-224-2748
FAX 059-224-3270
E-mail keimachi@pref.mie.jp

■三重県景観計画に基づく届出手続きの主な流れ■



※ 届出をしなかったり、虚偽の届出をした場合は、30万円以下の罰金に処せられることがあります。(景観法第103条第1号)

※ 変更命令に従わなかった場合は、50万円以下の罰金に処せられることがあります。(景観法第102条第1号)

届出の 受付窓口	市	町	
	名張市 都市計画室 尾鷲市 建設課 鳥羽市 まちづくり整備室 熊野市 建設課 いなべ市 都市整備課	木曾岬町 産業建設課 東員町 建設課 菰野町 都市整備課 朝日町 企画情報課 川越町 企画情報課 多気町 建設課 明和町 まち整備課 大台町 建設課 玉城町 建設課	度会町 建設課 大紀町 企画調整課 南伊勢町 管財営繕課 紀北町 建設課 御浜町 産業建設課 紀宝町 産業建設課

津市、四日市市、伊勢市、松阪市、桑名市、鈴鹿市、亀山市、志摩市、伊賀市は景観行政団体のため、各市の景観計画・条例の規定による手続きが必要となります。